

大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年大分市条例第6号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 基本的責務等(第3条—第6条)
- 第3章 廃棄物の減量等(第7条—第12条)
- 第4章 適正処理困難物の抑制(第13条—第15条)
- 第5章 一般廃棄物の処理等(第16条—第24条)
- 第6章 一般廃棄物処理手数料(第25条・第26条)
- 第7章 一般廃棄物処理業等(第27条—第30条)
- 第8章 雑則(第31条・第32条)
- 第9章 罰則(第33条・第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」又は「産業廃棄物」とは、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条に規定する廃棄物、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物又は産業廃棄物をいう。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。
- (5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(平15条例29・一部改正)

第2章 基本的責務等

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理に努めなければならない。

2 市長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

3 市長は、第1項に規定する責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(指導、助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

第3章 廃棄物の減量等

(市長の減量義務)

第7条 市長は、廃棄物の処理の過程において、その適正な分別、再利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市長は、物品の調達に当たっては、再生品の利用を促進するとともに、市の施設から生ずる廃棄物の分別、再利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等(以下「製造等」という。)に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造等に際して、再生資源及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等)

第9条 事業者は、物の製造等に際して、その包装、容器等(以下「包装等」という。)の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等に際して、再び使用することが可能な包装等の普及に努め、使用後の包装等の回収策を講ずること等により、その包装等の再利用の促進を図らなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(ごみ減量推進事業者の義務)

第10条 市長は、大規模事業所から排出される事業系廃棄物の減量の推進を図るため、大規模事業所をごみ減量推進事業所として指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けたごみ減量推進事業所の所有者又は管理者(以下「ごみ減量推進事業者」という。)は、当該事業所から排出される事業系廃棄物の減量に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 ごみ減量推進事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所における事業系廃棄物の減量に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

4 ごみ減量推進事業者は、当該事業所内に再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(市民の自主的行動)

第11条 市民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための自主的な活動に参加し、協力すること等により、廃棄物の減量及び再生資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第12条 市民は、商品を選択するに際して、当該商品の内容及び包装等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮したものを選択するよう努めなければならない。

#### 第4章 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第13条 事業者は、物の製造等に際して、その製品、容器等(以下「製品等」という。)が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品等の開発を行うこと、その製品等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第14条 事業者は、その製品等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造等を自ら抑制しなければならない。

(適正処理困難物の指定及び回収義務)

第15条 市長は、適正処理困難物を指定することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき適正処理困難物を指定したときは、これを公表するものとする。

3 前2項の規定により指定を受け、公表された適正処理困難物の製造等を行う事業者は、自らの責任で下取り等の方法により、その適正処理困難物の回収に努めなければならない。

4 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

#### 第5章 一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画)

第16条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、又はこれを変更したときは、同条第4項の規定により、遅滞なく、これを公表するものとする。

(平13条例13・平23条例24・平25条例40・一部改正)

(一般廃棄物の処理)

第17条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物の処理をしなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がない場合で、特に必要と認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

(平25条例40・一部改正)

(計画の遵守義務等)

第18条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従い処理しなければならない。

2 占有者は、一般廃棄物を収納する容器について廃棄物が飛散し、流出し及びその悪臭が発生しないようにするとともに、一般廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(排出禁止物)

第19条 占有者は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、処理に著しい支障があると市長が特に認める物

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。  
(家庭廃棄物の搬出方法)

第19条の2 占有者は、家庭廃棄物のうち一般廃棄物処理計画に定める燃やせるごみ(以下「燃やせるごみ」という。)及び一般廃棄物処理計画に定める燃やせないごみ(以下「燃やせないごみ」という。)を一般廃棄物処理計画に定めるところにより市が行う定期の収集により処理しようとするときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)に収納し、家庭廃棄物の一時的集積場所に搬出しなければならない。ただし、燃やせるごみ及び燃やせないごみのうち指定収集袋に収納させることが適当でないと市長が認めたものの処理については、この限りでない。

(平25条例40・追加)

(一般廃棄物処理の届出)

第20条 占有者は、別表第1に規定する一般廃棄物の収集を受けようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(改善勧告等)

第21条 市長は、占有者が第18条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて改善その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集又は運搬の禁止等)

第21条の2 市長及び市長から委託を受けた者(以下「市長等」という。)以外の者は、家庭廃棄物の一時的集積場所(規則で定める方法により市長が指定するものに限る。)に排出された廃棄物のうち再利用の可能なものとして規則で定めるものを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市長等以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平24条例7・追加、平24条例82・一部改正)

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第22条 事業者は、事業用建物又はその敷地内に事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第23条 事業者は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、前項の場合において、事業者が同項に定める受入基準に従わないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(市が処分する産業廃棄物)

第24条 法第11条第2項の規定に基づき一般廃棄物とあわせて市が処分することができる産業廃棄物については、規則で定める。

(平13条例13・一部改正)

## 第6章 一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第25条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1及び別表第2に定める一般廃棄物処理手数料を、規則で定めるところにより、徴収する。

2 前項の規定により徴収した一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、別表第2に定める一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に、指定収集袋を交付するものとする。

(平11条例37・平25条例40・一部改正)

(手数料の減免)

第26条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条第1項の一般廃棄物処理手数料を減免することができる。この場合において、市長は、前条第3項の規定にかかわらず、当該減免を受けた者に、規則で定めるところにより、指定収集袋を交付することができる。

(平25条例40・一部改正)

## 第7章 一般廃棄物処理業等

(一般廃棄物処理業の許可)

第27条 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、1年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければならない、その期間の経過によってその効力を失う。

(平15条例29・一部改正)

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第28条 法第7条の2第1項の規定により、前条の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第29条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、浄化槽の清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料)

第30条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、許可証交付の際、別表第3に定める手数料を納めなければならない。

(平13条例13・旧第31条繰上、平15条例29・平25条例40・一部改正)

## 第8章 雑則

(清掃指導員)

第31条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

(平13条例13・旧第32条繰上)

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平13条例13・旧第33条繰上)

## 第9章 罰則

(平24条例7・追加)

第33条 第21条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平24条例7・追加)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(平24条例7・追加)

## 附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成6年4月分の一般廃棄物処理手数料から適用し、平成6年3月分までの一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に改正前の大分市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)

5 佐賀関町及び野津原町の編入の日(以下「編入日」という。)前に佐賀関町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成11年佐賀関町条例第17号。以下「佐賀関町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例73・追加)

6 編入日の属する月の前月分以前の佐賀関町の区域における一般廃棄物処理手数料(し尿に係るものを除く。)については、第25条の規定にかかわらず、佐賀関町条例の例による。

(平16条例73・追加)

7 編入日前の佐賀関町の区域における平成17年3月分までの一般廃棄物処理手数料(し尿に係るものに限る。)については、第25条の規定にかかわらず、佐賀関町条例の例による。

(平16条例73・追加)

附 則(平成6年条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成7年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成7年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成9年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成9年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成9年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成9年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の大分市廃棄物処理施設条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第15号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第37号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第29号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成16年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成16年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第73号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第43号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第7号)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第82号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成26年4月1日から、第2条並びに附則第3項、第4項及び第6項の規定は平成26年11月1日から、附則第5項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、平成26年4月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成26年3月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1の規定は、平成26年11月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、平成26年10月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

4 新条例別表第2の規定は、新条例の施行の日以後に市が収集する家庭廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料から適用する。

(準備行為)

5 新条例第25条第1項の規定による一般廃棄物処理手数料(新条例別表第2に定めるものに限る。以下同じ。)の徴収及び同条第3項の規定による指定収集袋の交付並びに新条例第26条の規定による一般廃棄物処理手数料の減免は、新条例の施行の前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(検討)

6 市長は、新条例の施行後3年ごとに、新条例第19条の2、第25条及び別表第2の規定の施行の状況、家庭廃棄物の発生の状況等を勘案し、当該規定の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和元年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

3 改正後の大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、令和元年10月分以後の一般廃棄物処理手数料について適用し、令和元年9月分以前の一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第50号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に市が収集するごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前に市が収集したごみの処理に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第20条、第25条関係)

(平6条例32・平8条例42・平9条例9・平15条例38・平25条例40・令元条例18・令元条例50・一部改正)

区分		手数料	
一般廃棄物	ごみ	一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物を市が処理したとき。	軽貨物自動車(0.35トン積) 相当量以下 1回につき 1,960円
		犬、猫等の死体を市が処理したとき。	1体につき 710円
	し尿	定額制によるもの	世帯員1人につき 月額 330円 くみ取回数が1月につき1回を超える場合は、その超える回数 1回につき 660円
		従量制によるもの	18リットルにつき 165円

備考

1 一時的多量の廃棄物は、粗大ごみ、引っ越しの際排出されるごみ等、臨時的又は季節的に排出されるごみであって、1回の排出量が0.125立方メートル以上又は50キログラム以上のものとする。

2 し尿の手数料で定額制によるものは、一般世帯(次項に掲げるものを除く。)とする。

3 し尿の手数料で従量制によるものは、飲食店、官公署、事業所その他これらに類するもの並びに一般世帯のうち次の各号のいずれかに該当する便槽を有する世帯とする。

(1) 不定期又は臨時のくみ取を必要とする便槽

(2) 居住者以外の者が居住者と共用する便槽

(3) 雨水、洗水の流入、湧水等により、くみ取量が世帯人員に比して著しく多い便槽

(4) 構造上、水を使用する形式の便槽

(5) その他市長が必要と認める便槽

別表第2(第25条関係)

(平25条例40・追加)

区分		手数料
一般廃棄物	家庭廃棄物(燃やせるごみ及び燃やせないごみに限る。)を市が定期の収集により処理する場合	ミニ袋(容量が5リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 35円
		特小袋(容量が10リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 70円
		小袋(容量が20リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 140円
		中袋(容量が30リットル相当のもの) 1組(10枚入り)につき 210円

大袋(容量が45リットル相当のもの)  
1組(10枚入り)につき 315円

別表第3(第30条関係)

(平10条例15・平13条例13・平19条例43・一部改正、平25条例40・旧別表第2繰下)

区分	手数料の額
一般廃棄物収集運搬業許可手数料	1件につき 10,000円
一般廃棄物処分業許可手数料	
一般廃棄物収集運搬業許可更新手数料	
一般廃棄物処分業許可更新手数料	
一般廃棄物収集運搬業変更許可手数料	
一般廃棄物処分業変更許可手数料	
浄化槽清掃業許可手数料	
許可証再交付手数料	1件につき 2,000円